

平 30.10.10
総 17 - 3

説 明 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

平成 30 年 10 月 10 日 (水)

財 務 省

目 次

税務手続の電子化に向けた取組状況

- (1)「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」を踏まえた対応状況……………1
 - ・政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月)税務手続の電子化等に係る考え方(概要)……………2
 - ・政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月)の概要……………3
 - ・税務手続の電子化:取組の全体像・スケジュール(政府税調中間報告②(平成29年11月)別添資料)……………4
 - ・平成30年度与党税制改正大綱(抄)……………5
 - ・税務手続の電子化:取組の全体像・スケジュール(平成30年度改正後)……………6
 - ・国税の申告手続の電子化促進措置(平成30年度改正)……………7
 - ・生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整手続の電子化(平成30年度改正)……………8
 - ・税務手続の電子化に向けた具体的取組(国税)……………9
- (2)「デジタルガバメント実行計画」を踏まえた対応状況……………18
 - ・デジタルガバメント実行計画(抄)(平成30年7月20日 デジタルガバメント閣僚会議決定)……………19
 - ・デジタルファースト法案の策定について……………20
 - ・国税手続における添付書類省略に関する取組……………22

経済社会のICT化を踏まえた納税環境の変化等……………23

- ・経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②(税務手続の電子化等の推進、個人所得課税の見直し)【平成29年11月20日 政府税制調査会】(抜粋)……………24
- ・シェアリングエコノミーに関する近年の動向(主なもの)……………26
- ・シェアリングエコノミーの類型……………27
- ・シェアリングエコノミーの市場規模……………28
- ・仮想通貨取引に係る税務申告を取り巻く環境の変化(主なもの)……………29
- ・仮想通貨取引による所得の申告状況……………30
- ・税務を取り巻く環境の変化(その他主な例)……………31

税務手続の電子化に向けた取組状況

- (1) 「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」
を踏まえた対応状況

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」（平成29年11月） 税務手続の電子化等に係る考え方（概要）

- 経済社会のICT化等を踏まえ、納税者の利便を向上させつつ、税務手続に係るデータ活用を推進。その際、情報セキュリティの確保等にも配慮。
 - ◇ 働き方の多様化（副業・兼業の増加等）が進展し、税務手続を行う者の増加・多様化が見込まれる中、ICTの活用等を通じて、すべての納税者が**簡便・正確に申告等を行うことができる納税環境**を整備する。
 - ◇ 官民を含めた多様な当事者が**データをデータのまま活用・円滑にやり取り**できる姿を実現し、**官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上**を図る。

経済社会のICT化（情報システムや情報通信ネットワークの普及等）

マイナンバー、マイナポータル、法人番号等

情報通信技術・端末の発展（クラウドサービス、スマートフォン等）

＜納税者によるデータの取得・活用・提出等＞

1. 個人関係（所得税）

- **確定申告・年末調整手続を電子化**し、一連の情報の流れが基本的に**オンラインで完結**する仕組みを整備
 （注）将来的に、マイナポータル等において必要な情報を一元的に確認し、活用できる仕組みが実現する可能性
- 特にニーズの強い基本的な類型から、**携帯電話端末（スマートフォン）等による電子申告を実現**
 ⇒ 対象を随時拡大し、基本的にスマートフォン等で手続が完結する姿を目指す
- 技術の進展や情報セキュリティに留意しつつ、電子申告の**認証手続を簡便化**
- 利便性を高め、**マイナンバーカード・マイナポータルの普及を促進**

2. 法人関係（法人税）

- e-Taxシステムの機能改善、提出書類の見直し、認証手続（電子署名）の簡便化等を進め、**企業が申告等のデータをデータのまま円滑に提出できる環境を整備**
- 併せて、**大法人について法人税等の電子申告を義務化**
- 中小法人については、電子申告の利用促進を図る
 ⇒ 将来的には、ICT環境の進展等も踏まえ、**中小法人を含め、法人税等の電子申告利用率100%**を目指す

3. 納税手続関係

- 電子納税等の利便性を高め、**納付のキャッシュレス化を推進**

＜納税者によるデータの作成・保存＞

- 電子帳簿等保存制度を利用促進し、**文書保存の負担を軽減**



＜行政機関間のデータ連携＞

- 行政機関間のデータ連携を拡大し、**情報提出の重複を削減**

官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上

- 国税当局において基本的に実施できる施策については、スピード感をもって取組を進め、今後数年間で着実に実現を図るべき。また、実施に当たり省庁横断的な検討作業やマイナポータルの整備・活用等が必要な施策も、その進捗を踏まえ、スピード感をもって取組を進めるべき。

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」（平成29年11月）の概要

経済社会のICT化の進展等

- ICTの普及・発展（企業の財務・会計処理等におけるシステムの利用、個人へのスマートフォンの普及等）
- マイナンバー制度等のインフラの整備

- 取引形態の変化（C to C取引の増加等）
- ギグエコノミーの進展（インターネットを通じて個別の仕事を請け負う働き方の増加等）

税務手続の電子化等

- 税務手続におけるICTやデータの活用を進め、
－全ての納税者が簡便・正確に手続を行うことができる環境を整備
－官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上を図る

〔個人（非事業者）〕

- 確定申告・年末調整が、基本的に携帯電話端末（スマートフォン）等で完結する仕組みを整備
※将来的に、マイナポータル等において必要な情報を一元的に確認し、活用できる仕組みが実現する可能性

〔法人〕

- 電子申告システム（e-Tax）の機能改善、提出書類の見直し等を進め、併せて大法人に電子申告を義務化
- 将来的には、中小法人を含め、電子申告利用率100%を目指す

〔個人・法人共通〕

- 技術の進展や情報セキュリティに留意しつつ、認証手続を簡便化
- 行政機関間のデータ連携を推進し、情報提出の重複を削減
- 電子帳簿を普及させ、文書保存の負担を軽減

個人所得課税の見直し等

- **多様な働き方を踏まえた所得計算のあり方**
働き方の多様化を踏まえ、「所得計算上の控除」から「人的控除」に負担調整のウェイトをシフトすることが適当
- **人的控除の控除方式のあり方**
主要国における「税額控除方式」や「ゼロ税率方式」、「逡減・消失型の所得控除方式」を参考に、控除方式のあり方を見直し
- **経済社会のICT化に対応した所得把握のあり方**
デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得を、適切に把握するための方策について検討
- **老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度**
個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度を構築する観点から、総合的な枠組について検討

- ・官民のデータによるやり取りが進むことにより、様々な情報を活用した制度が設計可能
- ・制度を適切に運営し、その下で国民の利便性を高めるためにも、税務手続の電子化が重要

税務手続の電子化：取組の全体像・スケジュール（イメージ）

政府税調中間報告②
(平成29年11月)別添資料

- 経済社会のICT化等を踏まえ、納税者の利便を向上させつつ、税務手続に係るデータ活用を推進。
働き方が多様化し、申告者が増加・多様化する中、ICTの活用等を通じ、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行える納税環境を整備。
また、官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま活用・円滑にやり取りできる姿を実現し、官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上を図る。そのため、以下に掲げた取組をスピード感をもって進める。
 - ・ ◎の取組は、財務省において(所要の税制改正等を前提として)実施可能。原則全て今後数年間(概ね2～3年間程度)で実現を図る。
 - ・ ☆の取組は、実施にあたり関係省庁等の協力(省庁横断的な検討作業、マイナポータル整備・活用等)が必要。その進捗を踏まえて、タイムリーかつ積極的に取組を進める。

個人 (所得税関係)

◎スマホ申告の実現 (H31.1～段階的に対象範囲拡大)

◎ID・PWのみ(またはマイナンバーカードのみ)で
e-Tax利用可能(H31.1～)

◎医療費控除の申告における医療費通知データの活用
(H30.1～段階的实施)

◎年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みの整備
(被用者：PC・スマホ等での手続の実現、
雇用者：書面確認・保管の負担軽減)

☆技術の進展や政府方針等を踏まえた
e-Taxの認証手続の一層の利便性向上

☆マイナポータル等で確定申告・年末調整に
必要な情報を一元的に確認し
活用する仕組みの整備(将来的課題)

☆マイナポータル等を通じたカスタマイズ型情報配信

☆マイナポータルによる税、年金等の手続の
オンライン・ワンストップ化

法人 (法人税関係)

◎電子申告の普及促進(大法人：e-Tax義務化、
中小法人：e-Tax利用率85%以上・将来的に義務化)

◎国税・地方税の法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化(H31年度)

☆社会保険・登記を含む全法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化

個人・ 法人 共通

◎☆行政機関間のデータ連携拡大(情報提出の重複削減(ワンスオンリー化))

◎電子帳簿の普及促進(文書保存の負担軽減)

◎納付のキャッシュレス化推進(現金納付の手続負担軽減)

平成30年度与党税制改正大綱(抄)

平成29年12月14日
自由民主党
公明党

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

6 円滑・適正な納税のための環境整備

(1) 税務手続の電子化等の推進

経済社会のICT化や働き方の多様化が進展する中、税務手続においても、ICTの活用を推進し、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備するとともに、データの円滑な利用を進めることにより、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図ることが重要である。

このため、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めるとともに、大法人については法人税等の電子申告を義務化する。法定調書や所得税の年末調整手続についても、一層の電子化に向けた措置を講ずる。また、地方税の電子納税について、安全かつ安定的な運営を担保するために必要な措置を講じつつ、全地方公共団体が共同で収納を行う仕組みを整備する。

税務手続の電子化等の推進については、今後も、適正課税の観点も踏まえつつ、経済社会のICT化等の進展に遅れることなく対応を進めていく。

給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）については、電子情報処理組織（eLTAX）により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないように配慮しつつ検討する。

税務手続の電子化：取組の全体像・スケジュール（イメージ）

政府税調
資料を改訂

- 政府税制調査会の中間報告②で示された税務手続の電子化に係る取組事項について、平成30年度税制改正では、「大法人の電子申告義務化」「年末調整手続の一層の電子化」を措置することとした。
- このほか、「法定調書の一層の電子化」「ダイレクト納付（電子納税）の利便性向上」「処分通知等の一層の電子化」も措置することとした。

個人 （所得税 関係）

◎スマホ申告の実現（H31.1～段階的に対象範囲拡大）

◎ID・PWのみ（またはマイナンバーカードのみ）で
e-Tax利用可能（H31.1～）

◎医療費控除の申告における医療費通知データの活用
（H30.1～段階的実施）

◎**年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みの整備**
（被用者：PC・スマホ等での手続の実現、
雇用者：書面確認・保管の負担軽減）

H30改正：年末調整手続の一層の電子化（H32年分～）

☆技術の進展や政府方針等を踏まえた
e-Taxの認証手続の一層の利便性向上

☆マイナポータル等で確定申告・年末調整に
必要な情報を一元的に確認し
活用する仕組みの整備（将来的課題）

☆マイナポータル等を通じたカスタマイズ型情報配信

☆マイナポータルによる税、年金等の手続の
オンライン・ワンストップ化

法人 （法人税 関係）

◎**電子申告の普及促進**（大法人：e-Tax義務化、
中小法人：e-Tax利用率85%以上・将来的に義務化）

H30改正：大法人の電子申告（e-Tax）義務化（H32年度～）

◎国税・地方税の法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化（H31年度）

☆社会保険・登記を含む全法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化

個人・ 法人 共通

◎☆行政機関間のデータ連携拡大（情報提出の重複削減（ワンスオンリー化））

◎電子帳簿の普及促進（文書保存の負担軽減）

◎納付のキャッシュレス化推進（現金納付の手続負担軽減）

H30改正：

- ・法定調書の一層の電子化（光ディスク等での提出義務基準の引下げ）
- ・ダイレクト納付（電子納税）の利便性向上（予納の範囲拡充）
- ・処分通知等の一層の電子化（電子交付による通知等の範囲拡充）

国税の申告手続の電子化促進措置

平成30年度改正

- 経済社会のICT化等を踏まえ、政府全体として行政手続の電子化を進めてきているが、国税の電子申告の普及は道半ばの状況。（平成28年度の利用率：法人税申告 79.3%（法人税申告のうち大規模法人 56.9%）、所得税申告 53.5%）
- こうした中、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図る。
（平成32年4月1日以後開始する事業年度について適用）

大法人の電子申告義務化

- 大法人（※1）は、法人税・消費税等の納税申告書及び添付書類の提出を電子的に行わなければならないこととする。

（※1）内国法人のうち事業年度開始の時の資本金の額等が1億円を超える法人など

- 電子的な提出が困難と認められる一定の事由があるとき（※2）は、税務署長の承認に基づき、例外的に書面による申告書等の提出を可能とする。

（※2）サイバー攻撃、災害、経営の破綻等により、インターネットが利用できず電子申告ができない場合

申告データの円滑な電子提出のための環境整備

- ① **提出情報等のスリム化**
 - ・ 第三者作成書類の見直し（土地収用証明書等の添付省略・保存要件化、送信するイメージデータの紙原本の保存不要化）
 - ・ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化（運用）
- ② **データ形式の柔軟化**
 - ・ 別表（明細記載を要する部分）・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化（CSV）
- ③ **提出方法の拡充**
 - ・ 添付書類の光ディスク等による提出
 - ・ 電子申告の送信容量の拡大（運用）
- ④ **提出先の一元化（ワンスオンリー化）**
 - ・ 国・地方を通じた財務諸表の電子提出の一元化
 - ・ 連結法人に係る個別帰属額届出書の電子提出の一元化等
- ⑤ **認証手続の簡便化**
 - ・ 法人の認証手続の簡便化（経理責任者の電子署名の不要化、代表者から委任を受けた者の電子署名による電子申告を可能とする）

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整手続の電子化

源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担を軽減し、給与所得者（被用者）の利便性を向上させる観点から、改正前の制度においては書面で源泉徴収義務者に提出がされていた生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出（電子提出）を可能とする。

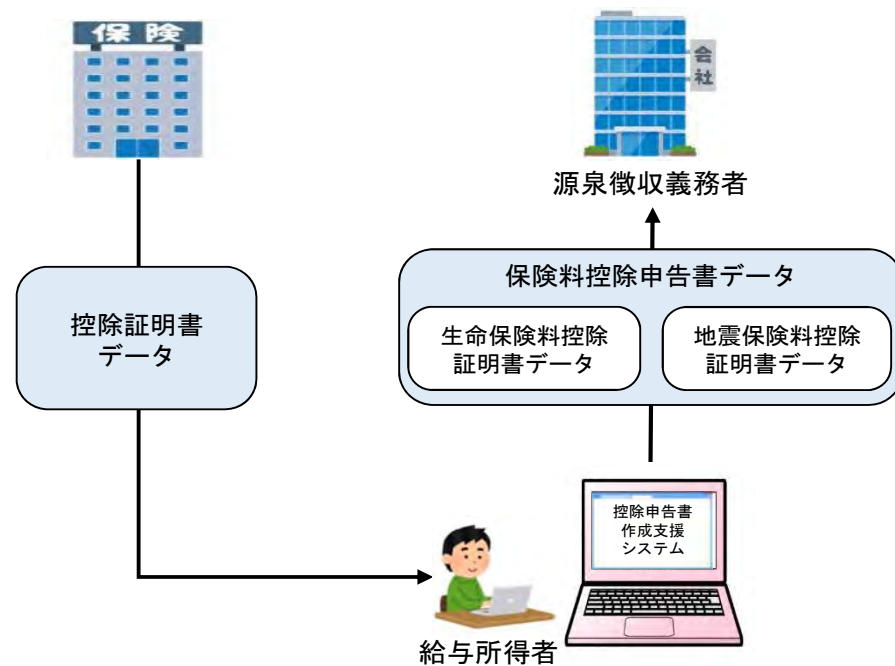
（注1）電子提出の対象とする年末調整関係書類

生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除申告書、住宅ローン控除証明書、住宅ローンの年末残高証明書

（注2）上記の見直しと併せて、住宅ローン控除証明書及び住宅ローンの年末残高証明書について、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書等と同様に、電子メール等により提供を受けた住宅ローン控除証明書及び住宅ローンの年末残高証明書に記載すべき事項が記録された電子証明書を印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているもの（QRコード付証明書）を住宅ローン控除申告書等に添付することを可能とする。

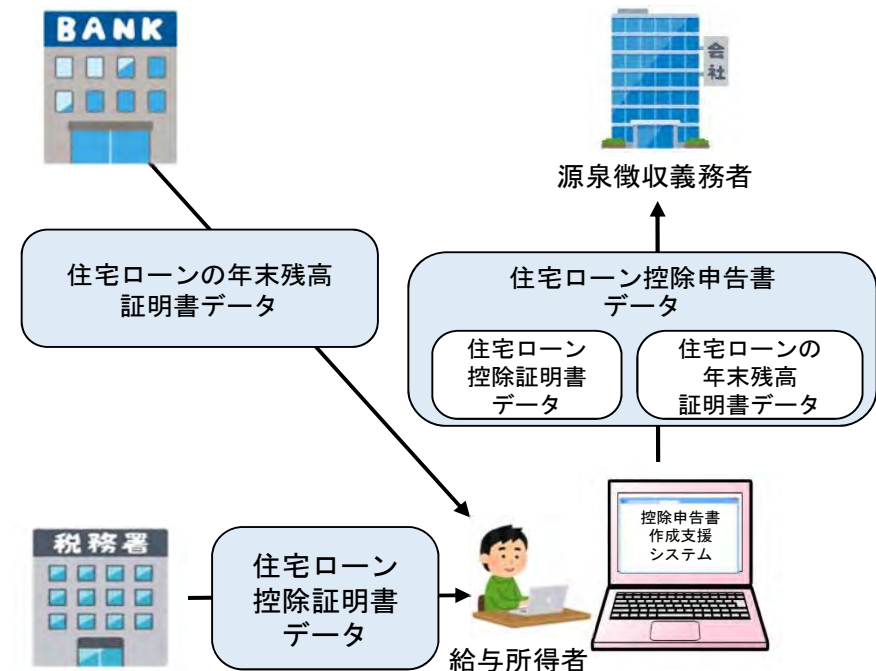
【改正後】

<生命保険料控除・地震保険料控除>



（注）平成32年分以後の所得税について適用

<住宅ローン控除>



（注）平成31年1月1日以後に自己の居住の用に供する場合における平成32年分以後の所得税について適用